大刀洗町告示第57号

平成25年第16回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する 平成25年11月22日

大刀洗町長 安丸 国勝

1 期 日 平成25年12月10日

2 場 所 大刀洗町役場庁舎大会議室

○開会日に応招した議員

平田	信將	黒木	德勝
後藤	晴一	平山	賢治
山田	英敏	林	威範
安丸眞	一郎	花等	順子
平田	一成	森田	勝典
山内	岡川	長野	正明

○応招しなかった議員

平成25年 第16回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日) 平成25年12月10日 (火曜日)

議事日程(第1号)

平成25年12月10日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
 - (1) 議長の報告
 - ①検査結果の報告
 - ②第57回町村議会議長全国大会の報告
 - ③委員会所管事務調査の報告
 - (2) 町長の報告(あいさつ)
- 日程第4 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 議案第56号 大刀洗町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 日程第8 議案第57号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第58号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第64号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第65号 大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 日程第12 議案第66号 大刀洗町農業集落排水事業受益者負担に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
- 日程第13 議案第67号 大刀洗町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
- 日程第14 議案第59号 大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第60号 平成25年度大刀洗町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第16 議案第62号 平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につ

いて

日程第17 議案第63号 平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号) について

日程第18 議案第61号 平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
 - (1) 議長の報告
 - ①検査結果の報告
 - ②第57回町村議会議長全国大会の報告
 - ③委員会所管事務調査の報告
 - (2) 町長の報告(あいさつ)
- 日程第4 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 議案第56号 大刀洗町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 日程第8 議案第57号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第58号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第64号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第65号 大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 日程第12 議案第66号 大刀洗町農業集落排水事業受益者負担に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
- 日程第13 議案第67号 大刀洗町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
- 日程第14 議案第59号 大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第60号 平成25年度大刀洗町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第16 議案第62号 平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第17 議案第63号 平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号) について
- 日程第18 議案第61号 平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

出席議員(12名)

1番	平田	信將	2番	黒木	德勝
3番	後藤	晴一	4番	平山	賢治
5番	山田	英敏	6番	林	威範
7番	安丸真	〔一郎	8番	花等	順子
9番	平田	一成	10番	森田	勝典
11番	山内	剛	12番	長野	正明

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 今村 敏則

説明のため出席した者の職氏名

町長	安丸	国勝	副町長	佐藤	嘉洋
教育長	倉鍵	君明	総務課長	山本	浩
税務課長	東	義一	健康福祉課長	渡邊	康弘
地域振興課長	久次	桂二	産業課長	矢野	孝一
建設課長	重松	俊一	子ども課長	大浦	克司
会計課長	須山り) つ子	生涯学習課長	福永	康雄
住民課長	川原	久明	総務課企画監	高良	朝子
総務企画係長	田中	豊和	財政係長	平田	栄一
監査委員	棚町	和幸			

開会 開議午前9時00分

○議長(長野 正明) 皆様、おはようございます。本12月定例会は、議場の改修に伴いまして、この大会議室を使っての臨時の議場となります。不自由な部分もありますけれども、丁寧に進めていきたいと思いますので、よろしく御協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから平成25年第16回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長(長野 正明) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番、黒木徳勝議員、 3番、後藤晴一議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長(長野 正明) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議をいたしております。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。平田一成委員長、登壇して報告をお願いします。 平田一成委員長。

○議会運営委員長(平田 一成) 皆さん、おはようございます。庁舎の改修によって、こういう会議場で初めてでございますが、今席に着いたときに森田議員とも話しましたが、小学1年生に来たような感じがして、何か懐かしいような感じがしたところでございます。

それでは、議会運営委員長の平田一成でございます。12月定例会の議会運営について、議会 運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、平成25年11月29日午前9時30分から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。長野議長及び執行者側から安丸町長、佐藤副町長、山本総務課長の出席を得て協議をいたしました。

会期及び会期日程表をごらんいただきたいと思います。

議会運営委員会で協議の結果、本定例会の会期は、12月10日から18日までの9日間と決 定いたしました。

会期9日間の内容ですが、まず本日は、議事日程に従って順次議案を上程して、議案審議を進めていただきます。

あした11日水曜は、全員協議会を開催いたします。

- 12日木曜から14日土曜までは、休会といたします。
- 15日日曜は、本会議を再開し、一般質問とさせていただきます。
- 16日月曜、17日火曜は、休会といたします。
- 18日水曜は、本会議を再開し、議案審議とさせていただきます。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますよう ここにお願いをいたしまして、報告を終わります。

○議長(長野 正明) お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり本日から12月18日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(長野 正明) 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

〇議長(長野 正明) 日程第3、諸報告を行います。

監査委員より、平成25年11月分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に 写しを配付いたしております。

次に、第57回町村議会議長全国大会の報告をいたします。

去る11月13日に、第57回町村議会議長全国大会が東京代々木のNHKホールにおいて開催され、議長、事務局長合わせて2,000名余りの参加者がありました。

町村は国民の生活を支えるための食料の供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統文化を守り、 自然を生かした地場産業を創出し、個性ある町づくりを進めてきました。

しかしながら、都市では景気回復の兆しが見られるものの、地方は少子高齢化や過疎化の中で、 依然として深刻な経済、雇用情勢に悩まされ、地域の活力は減退の一途をたどっており、厳しい 立場にあります。

そういった状況のもと、東日本大震災からの一刻も早い復興と、福島第一原子力発電所事故の早期終息に向けての被災地、被災者に対する支援の強化、また大地震や台風、集中豪雨等による大規模災害に対応するための法整備及び対策を実施すること、真の分権型社会の実現に関し、地域のことは地域が責任を持って決めることこそ重要であり、そのためには国と地方の二重行政の解消や、権限、事務、税財源の移譲、義務づけ、枠づけのさらなる見直しなどを行い、地方分権改革を推進すること、TPPに関しては食料の自給率、食の安全性の確保、農山漁村の自然環境、

公益的機能等の維持の観点から、我が国の実情に十分配慮した交渉を行い、状況によっては交渉 脱退を含める決断とした行動をとること、そのほかに町村税財源の充実強化、道州制の導入には 反対であるということ、医療保険制度の改善、社会福祉対策の強化などの大会決議を行い、あわせて国への強い要望としたところであります。

以上、報告を終わります。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、花等順子委員長、登壇して報告をお願いします。花等委員長。

○総務文教厚生委員長(花等 順子) おはようございます。総務文教厚生委員会から所管事務調査の報告をいたします。

総務文教厚生委員会では、ごみ行政に関する調査研究を終え、11月11日に委員会を開き、 ごみ行政に関する提言書を作成するため、提言内容、提言の方向性を決めました。

12月5日にも委員会を開き、ごみ行政に関する提言書をまとめました。その提言内容をここに報告いたします。

提言。大量生産、大量消費の時代を経て日本は高度成長し、行政も国民生活も肥大化し、社会は大量廃棄の時代を迎えた。地球環境は地球温暖化と相まって急速に悪化している。世界は焼却主義から再生主義へと移行する中、日本は1,200基以上の一般廃棄物焼却炉を持ち、ごみ焼却を続けている。この数は、世界の焼却炉の約3分の2に相当する。焼却大国日本と言われるゆえんである。

安易なごみ焼却中心主義ではごみ減量につながらず、行政はいつまでもごみ行政に多額の財源 を充てなければならず、この財政難の時代にあって政策を見直す必要がある。

あわせて現在の施設の建てかえ時の費用負担を考えれば、施設の延命化を図り、次世代の施設 建設のありようを検討しなければならない。

総務文教厚生委員会では、大刀洗町のさらなるごみの減量化、資源化に向け本町の生活環境係を初め、先進地を視察し調査研究を重ね、議論し、一定の結論を得て政策提言する。

1、ごみの出し方の改善と啓発。

ごみ分別を徹底する。生ごみの水切りを徹底する。リサイクル品の洗浄、乾燥の徹底を図る。 瓶、缶への異物混入を禁止する。ごみ分別を徹底し、生ごみの水切りをしっかりすることで搬入 ごみの減量化を図り、サンポート溶融炉を延命化する。資源ごみの出し方が悪い、洗浄、乾燥が 不十分なため、収集業者の集積所で手作業による分別が行われている。それがサンポートに運ば れ、ベルトコンベアに流され再分別されていることから、ごみの出し方の改善と住民啓発を促す。 2、ごみ袋の改善。

資源ごみ袋の料金値下げ、瓶、缶回収袋の小袋作成。雑紙回収袋の作成。資源ごみ袋を低額化

することでリサイクル化を促し、燃えるごみを削減する効果がある。また、世帯人数も少なくなり、瓶、缶の小袋化の要望の声がある。今のままでは重過ぎるし、長期間の使用で袋が劣化する。 雑紙は、生ごみに混入されていることから、雑紙専用の回収袋をつくってリサイクルを推進する。

3、ごみの堆肥化を図る。

サンポートの大規模改修、建てかえ時には生ごみの肥料化を図る施設をつくること。

補足説明。ごみの堆肥化で循環型社会ができ、燃えるごみが大幅に削減される。

4、ごみ集積所の整備。

行政区ごとに設置されているごみ集積所について、雨ざらし対策など、一定の規模、形態を標準化し、整備に当たっては補助金制度の拡充を図ること。

5、行政区との協働と地域力の向上。

資源ごみの改修、奨励金制度の創成。行政区のごみ資源化のやる気を高揚するため、資源ごみの売買を行政区に任せるもの。個別収集の検討。高齢化、障害者に対応した施策。ごみ出し困難な家庭への支援制度を作るか、ご近所の声かけで問題解決し、地域力向上につなげる。

これが提言です。その後に、調査したことの資料を載せております。

まとめを読みます。

まとめ。大刀洗町のごみ行政は資源ごみ、紙類、布類の路線回収やプラスチック回収をするなど、他自治体と比較して決して劣っていないと思う。また、担当職員や収集業者の努力もあり、 快適な住民生活が送れていることに感謝する。

しかし、ごみ問題ほど住民の意識に左右されるものはなく、施策次第で財政も大きく影響することから、調査を重ね、大刀洗町の問題を洗い出し、他自治体の施策も取り入れて提言を作成した。総務文教厚生委員会として短期的なものから中・長期の展望を視野に入れての提言とした。この提言を真摯に受けとめ、改善できることから順次取り組みをされることを切に望む。本日の議会終了後、この提言書を安丸町長に提出いたします。

- **〇議長(長野 正明)** 次に、建設経済委員会、山田英敏委員長、登壇して報告をお願いします。 山田委員長。
- **〇建設経済委員長(山田 英敏)** 建設経済委員長の山田でございます。私たち建設経済委員会は、 11月20日、午前中に大山ダム、それから午後、小石原川ダムを視察研修いたしました。その 件に関して報告をさせていただきたいと思います。

まず、大山ダム、これは大山ダムというだけ大山にあるんですが、ちょっと我々と関係ないように思いますけれども、新規利水、利水をして水道用水として福岡県南広域水道企業団のほうに 0.7立米毎秒の配水をしてもらっております。 まずダムサイトの位置から説明いたします。

まず、日田市大山町にあります。それから、形式としては重力式のコンクリートダムであります。堤高、これはダムの高さが94メーター、それから堤頂長、これはダムの上部の幅っていうんですか、これが370メーターあります。有効貯水容量が1,800万立米、1,800万トンの貯水容量があるということであります。

その中で、利水容量が1,100万トン、それから洪水調節容量として700万トン、それからこちらのダム目的としては、洪水調節、これは昭和28年6月の洪水とかありましたので、この辺の少しでも和らげるという意味での洪水調節の目的を持っております。

それから既得水、これは今まで流れている水、これを従来どおり流して、河川環境の保全に利用するということです。

それから3番目が、さっき言いましたように新しい新規の利水、取水をして水道用水として利用すると。これも昭和53年、あるいは平成6年の渇水がありましたけれども、この渇水を軽減する意味で、大山ダムのほうから具体的には福岡県南広域水道企業団のほうに0.7立米毎秒、それから福岡地区水道企業団のほうに0.6立米毎秒の水が配水されることになっております。

それから、事業の経緯ですが、これは昭和54年に予備調査が始まりまして、昭和59年にダム調査所ができました。それから平成7年に付替県道の工事、平成18年には転流工の工事、平成19年から本体工事に着工し、平成22年に完了しております。そして、昨年22年11月に試験湛水が終了し、現在稼働されておるところでございます。

それから、次に同じ日の午後に小石原川ダム、これはまだ現在進行中でありますが、こちらの 目的としては、やはりこちらも洪水調節、それは小石原川沿岸の洪水の軽減を図るという意味で すね。

それから、2番が既得用水の補充、これも従来の環境を維持するという意味で、従来流れてた 水をやはり補充するという意味です。

それから、3番、これも福岡県南広域水道事業団、あるいはうきは市の水道用水として利用するということです。

それから、4番目に異常渇水に、さっきもありましたように、昭和53年と平成6年の渇水時の場合に、緊急水の補給ということで利用される予定であります。

ダムの形式、位置としては、これは朝倉市江川にあります、現在江川ダムがありますが、この 上流に建築される予定です。形式としてはロックフィル、これは寺内ダムがロックフィルですが、 これと同じような形式のダムであります。

それから堤高、これダムの高さが129メーター。さっきの大山ダムが94メーター、それよりも約30メーター近く高いですね。それから堤頂長、これはダムの長さ、幅ですね。これが

504メーター、それから総貯水容量が、これは4,000万立米。これはちなみに江川ダムが現在ありますが、これが2,400万立米、それから、寺内ダムが1,600万立米、この両方をトータルした分だけをためるという、かなり大きな容量があります。

ここの目的も、やはり洪水調節、それから水道用水、それから従来の既得用水の補給、それから渇水対策、こういうことで4,000万立米を利用するというふうになっております。

それともう1つ、ここでちょっと違うのは導水トンネル、これがありまして、これは佐田川と 小石原川、これを約5キロの導水管で結んで、これは今現在あります江川ダム上流に佐田川の水 をもってくるということです。

これはなぜかといいますと、今現在、小石原川の江川ダム、あるいは佐田川の寺内ダム、これは飲み物水とか、あるいは都市用水として利用されておりますが、両方のダムが満水時には4,800万立米の水が無駄に放流されていると。これを有効に利用するために、寺内ダム上流の木和田という地区から江川への導水路をつくって、寺内ダムが満水時、導水トンネルを通して最大3トン毎秒、それから最少0.4トン毎秒を余裕のある江川ダムに貯水し、有効に利用するということであります。

それから、小石原ダムの事業の経緯ですが、平成4年に実施計画調査を開始して、平成18年 計画の認可がおりて、平成21年付替国道の工事が着手されました。

そして、平成20年12月、国交省がダム建設事業の継続を決定し、現在転流工の工事、あるいは付替道路等の工事がなされております。

- 一応簡単ですけれども、大山ダム、小石原川ダムの視察研修に関する報告をこれで終わります。
- ○議長(長野 正明) 次に、議会報発行特別委員会、平山賢治委員長、登壇して報告をお願いします。平山委員長。
- **○議会報発行特別委員長(平山 賢治)** おはようございます。議会報発行特別委員会でございます。

委員会といたしましては、9月議会報を11月7日に発行いたしまして、その後研修等を行っているところでございます。

1つ目に、11月18日、19日に県の自治会館におきまして、町村議長会主催の広報研修に 委員5名、それから議長、議会事務局で参加しております。

この内容といたしましては、伝える広報から伝わる広報へということで指導があっております。 また、午後からは県内13広報紙について添削のクリニックが実施されたとこでございます。

この中で、まず大刀洗町の議会だよりにつきまして評価いただきましたことが、質疑や予算の 説明の充実、あるいは住民登場の企画やレイアウトがすぐれているということで、参加13紙中 最も高い評価をいただいたのではないかとひいき目に見て感じておるところでございます。 また、一方で課題といたしましては、見出しやレイアウトの改善、あるいは企画、――これまで企画を組んでおりませんが、一般質問が行われた後のどうなったという追跡記事、あるいは議会から行政への提言などを充実させていく必要があると感じております。

また、何より報道ですので、速報性、正確に早く発行を心がけたいと思っております。また、何より大事なことは、議会が住民に開かれているか、住民目線での議論が行われているのかをありのままに伝え、批判を住民の皆さんからいただきながら、今後とも改善に努めたいと思います。また、編集の基本方針につきまして、まだ今ガイドラインが持ててませんので、明文化が必要かと思っております。

引き続きまして11月25日、26日、熊本県方面へ研修と視察にお邪魔いたしました。1日 目は熊本日々新聞の越地真一郎記者から実践的な研修をいただいております。ニュース記事に即 座にコメントをつける、あるいは実際の記事に見出しをつけるといった、ここでも型にとらわれ ない自由な紙面づくりのヒントが得られたのではないかと思います。

翌26日は、大津町議会の広報委員会へお邪魔いたしました。この中で、広報の編集についてはもとより、その前提となる民主的な議会運営のあり方、討論のあり方について交流が弾んだところでございます。この中で出ました議会運営にかかわる項目につきましては、当議会の議会運営委員会に申し送りをしたところでございます。

大刀洗町の議会だよりが全面リニューアルして丸一年となりました。この議会改革、あるいは 基本条例の制定とあわせ、開かれた議会をお知らせできる広報の実現のため、今後とも委員一同 頑張る決意でございます。

以上です。

○議長(長野 正明) これで議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。安丸町長。

〇町長(安丸 国勝) 皆さん、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御 挨拶を申し上げます。

本日ここに第16回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、師走に入り公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、本年も残すところあとわずかとなりました。ことしこそ平和で安定した社会の実現を望んでおりましたが、この1年を振り返って見ますと、昨年に続き異常気象に見舞われた1年でありました。

幸い、当町では昨年の水害のような大きな災害はございませんでしたが、8月下旬から9月上旬にかけて秋雨前線や台風15号、17号などの影響により、排水路の一部に被害が発生いたしました。

また、相次ぐ竜巻の発生や台風の接近、上陸に伴い、日本各地で甚大な被害が発生いたしました。特に、10月中旬に関東地方を襲った台風26号では、伊豆大島で広範囲にわたる土砂災害が発生し、40名近い方が亡くなられました。

国外では、11月上旬にフィリピンを襲った猛烈な台風30号の影響で、4,000人近い犠牲者が出るなど、自然災害の恐ろしさをまざまざと見せつけられました。被害に遭われた方の御冥福を謹んでお祈り申し上げるとともに、来年こそは災害の少ない平和な一年となることを願うものでございます。

経済面においては、デフレ脱却へ向けたアベノミクスの展開により、円相場や株価にもよい影響が見られるなど、ようやく長い停滞状況から抜け出しつつあるようです。しかしながら、西日本新聞社が10月に実施した調査では、「賃金をふやす予定」と答えた企業は120社中9社にとどまっております。このことは、地方や中小企業について賃上げ意欲を高めるほどのアベノミクス効果がいまだ見られず、地方経済は依然として先行き不透明であることを意味しているものと思われます。

政治面においては、政府は今月5日に臨時閣議を開き、2014年4月からの消費税増税に備えた総額5兆5,000億円の経済対策を決定いたしました。この経済対策以外の新たな歳出を含めた総額7兆円規模の補正予算案は、今月12日に閣議決定される見込みで、政府の描く好循環が実現し、早期のデフレ脱去なるか、今後も国の動向を注視してまいりたいと思います。

本年度も8カ月が経過しましたが、庁舎耐震改修工事、町道改修工事を初め、予定しております諸事業、諸施策について計画どおり順調に進捗しているところでございます。これも議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、本議会定例会で審議していただく主な議案は、人権擁護委員候補者の推薦についてが 3件、大刀洗町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定など、条例の一部改正 が8件、一般会計補正予算及び国民健康保険特別会計など、補正予算が4件でございます。いず れも重要な案件を提案しておりますので、議員各位におかれましては慎重に御審議いただき、最 後には御承認賜わりますようお願い申し上げまして、私からの挨拶といたします。どうぞよろし くお願いいたします。

○議長(長野 正明) 町長の挨拶が終わりました。これで諸報告を終わります。

日程第4. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

〇議長(長野 正明) 日程第4、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕
諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
○議長(長野 正明) 提出者の説明を求めます。山本総務課長。
〇総務課長(山本 浩) おはようございます。総務課の山本でございます。よろしくお願いい
たします。
それでは、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について提案理由及び内容の説明を申し上け
ます。
現在、当町の人権擁護委員さんは法務大臣から委嘱を受けて6名の方が就任しておられるとこ
ろでございます。今回、3名の擁護委員さんの任期が平成26年3月31日で任期満了となるた
め、人権擁護委員の候補者を推薦し、議会の意見を求めるものでございます。
内容の説明を申し上げます。先ほど朗読のとおり、氏名、林安重、昭和17年1月12日生ま
れ。住所は、三井郡大刀洗町大字菅野343番地5でございます。
裏面のほうに履歴書を添付しております。こちらのほうをごらんください。平成20年4月
1日から人権擁護委員として就任いただいておりまして、現在2期目になられているところでご
ざいます。引き続き人権擁護委員の候補者として推薦するものでございます。
同意いただいた後の任期期間でございますけれども、平成26年4月1日から平成29年3月
31日までになっております。議員の皆様の御理解よろしくお願いいたします。
〇議長(長野 正明) 本件については、議会の意見を求めるという規定になっております。質疑
討論を省略いたします。
• — • — • — • — • — • — • — • • • • • •
日程第5. 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
○議長(長野 正明) 日程第5、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたし
ます。
まず、議案を朗読願います。高良企画監。
〔総務課企画監朗読〕
諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
○議長(長野 正明) 提出者の説明を求めます。山本総務課長。

- 14 -

諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について提案理由及び内容の説

〇総務課長(山本 浩)

明を申し上げます。

提案理由は、諮問第3号と同じでございます。

内容の説明を申し上げます。先ほど朗読のとおり、氏名、山内博文、生年月日、昭和25年 12月10日。住所、三井郡大刀洗町大字下高橋2番地2でございます。

裏面のほうに履歴書を添付いたしております。裏面のほうをお開きください。平成23年4月 1日より人権擁護委員として就任していただいておるところでございます。引き続き人権擁護委員の候補者として推薦するものでございます。

同意いただいた後の任期は、先ほど申しましたとおりでございます。議員の皆様の御理解よろ しくお願いいたします。

〇議長(長野 正明) 本件については、議会の意見を求めるという規定になっております。質疑、 討論を省略いたします。

日程第6. 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(長野 正明) 日程第6、諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

	[総務課企] 監閉記』
諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について

- ○議長(長野 正明) 提出者の説明を求めます。山本総務課長。
- ○総務課長(山本 浩) 諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦について提案理由及び内容の説明を申し上げます。

提案理由は、諮問3号で説明したとおりでございます。

内容の説明を申し上げます。先ほど朗読のとおり、氏名は中島要一、昭和23年7月27日生まれ65歳。住所は、大刀洗町大字山隈2029番地1でございます。

裏面のほうに履歴書を添付しております。裏面のほうをお開きください。昭和42年2月に久 光製薬に入社され、平成24年4月に同社を退職されております。現在就任されていただいてい る人権擁護委員さんが引退されますので、後任としまして今回新たに人権擁護委員の候補者とし て推薦するものでございます。

任期につきましては、先ほど申したとおりでございます。議員の皆様の御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(長野 正明) 本件については、議会の意見を求めるという規定になっております。質疑、 討論を省略いたします。

日程第7. 議案第56号 大刀洗町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

〇議長(長野 正明) 日程第7、議案第56号大刀洗町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。



.....

議案第56号 大刀洗町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

〇議長(長野 正明) 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長(山本 浩) 議案第56号大刀洗町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する 条例の制定でございますが、提案理由のとおり地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、 新たに大刀洗住民協議会を設置するに当たり、大刀洗町附属機関について条例で定める必要があ るためでございます。

内容について説明いたします。新旧対照表をごらんいただきたいと思います。ページを打って おりませんが、最後のページをお開きいただきたいと思います。

下から2行目のところでございますけれども、町長の附属機関として大刀洗町住民協議会を設置するものでございます。担任事務といたしまして、町の政策及び課題について調査、審議していただきます。

中身でございますけれども、町全体の課題を無作為抽出して選任された委員で協議し、最終的には協議会の意見をまとめていただき、町長に答申していただくこととしております。

なお、当協議会の組織、事務所掌、委員等につきましては、本条例第3条の規定により規則で 定めることとしております。

内容については、委員数については50名以内、1協議会当たり10名の委員さんで審議していただくこととしております。年7回程度の開催を計画しているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

- ○議長(長野 正明) これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。
- ○議員(8番 花等 順子) 今の説明の中で、この委員を無作為抽出をするということでしたが、

従来ですと公募制になるか、ほとんどですね。初めて事業仕分けなどでは無作為抽出方が行われたかと思いますが、その公募制ではなくて無作為抽出制で委員を選定するっていうことのよさといいますか、なぜそういうふうにされたのか、そこの理由をお尋ねいたします。

- 〇議長(長野 正明) 山本総務課長。
- ○総務課長(山本 浩) 花等議員の質問にお答えいたします。

今住民参加のまちづくりが行われて、さまざまな取り組みが行われております。しかし、審議会等の各種委員は当て職であったり、公募で決まった特定の住民に偏っているのが現状でございまして、今回は先ほど申されましたように、事業仕分け等で選任していただいた、あれも無作為抽出で一応1,000名ぐらいに出して、その中から公募というか、参加したいという方を事業仕分けでという形で採用させていただいたところでございます。

今回も、広く住民の方に協議会に参加していただきたいということで、今回また無作為抽出で 委員さんを町長のほうが選任するという形をとらさせていただいております。

予算面につきましては、その1,000名以上の方にアンケートを出して、返還していただきます郵送料等が一応予算としては計上させていただいております。

以上でございます。

- 〇議長(長野 正明) 8番、花等議員。
- ○議員(8番 花等 順子) はいわかりました。それで、きょうの説明にはありませんでしたけど、先日の全員協議会の中で、この委員会は無作為抽出した人を集めて、そこで町長が諮問をするということでした。これは、何か諮問内容があっての徴集ではないのですか。どちらが先なんでしょう、この前の説明ですと委員さんを集めて、その上で課題を諮問するということでしたけどね。本来だと何か諮問事項があって集めるのが本当じゃないかなと思うんですが、はい。
- 〇議長(長野 正明) 山本総務課長。
- ○総務課長(山本 浩) テーマがある程度決まると思いますので、そのテーマを町長のほうが 諮問いたしますので、その内容に沿って一応審議していただくというふうに考えております。
- 〇議長(長野 正明) 8番、花等議員。
- ○議員(8番 花等 順子) 何かその、委員を抽出されるときには諮問内容は決まってるわけですよね。このことについて、協議会委員を集めたいのでていうところで当然出るんですよね。
- 〇議長(長野 正明) 山本総務課長。
- ○総務課長(山本 浩) 花等議員の質問にお答えしますけど、そのときはまだ諮問、具体的なテーマ等は決まっておりませんので、今回50名程度で委員さんを、どのくらい集まるかわかりませんが最大50名ということで、一応委員さん集めた後実質的なテーマとかそういうのが決まりましたら町長のほうが諮問していただいて、委員さんのほうから審議していただくというふう

に考えております。

- ○議長(長野 正明) よろしいですか。8番、花等議員。
- ○議員(8番 花等 順子) それでは、応募数ていいますかお受けするほう、受ける人は何が テーマなのかわからずに協議会の委員になるていうことですか。ですね。

それよりも何かこう、このテーマは、先ほどのごみ問題ですとか農業問題ですとか何かそういうテーマがあって、ここには私は関心が強いし、そこは得意分野だから行こうかていうふうになるのが普通じゃないかなと思うんですが、そこはどんななんでしょうか。

- 〇議長(長野 正明) 田中係長。
- ○総務企画係長(田中 豊和) 花等議員の御質問にお答えいたします。

従来、公募とかした場合、ある特定の方に偏ってしまうというような現状がございました。今 回無作為抽出にして行いますのは、自分の興味があるテーマだけに参加するのではなく、無作為 抽出で選んだ方に町の政策もしくは課題を投げかけて、納税者の視点で御判断をいただくという ような方向性を考えております。

- 〇議長(長野 正明) 8番、花等議員。
- ○議員(8番 花等 順子) 無作為抽出ていうのは新しい試みでおもしろいかなあとは思うんですが、そこにテーマも何にも提示されなくて、応募しました、テーマが出ましたていうのは、ちょっといささか難しいのではないかなと思うんですが、そこはクリアできるんでしょうか。
- 〇議長(長野 正明) 田中係長。
- ○総務企画係長(田中 豊和) 花等議員の御質問にお答えいたします。

住民の方は、納税者の視点で、クリアな頭で参加していただければ結構かと思っております。 町のほうから、町長が諮問した内容につきまして情報提供は職員のほうがやっていくと。その情報提供のされた資料、もしくは情報の中で自分たちの、納税者の視点でどういったふうにこの政策、もしくは課題を解決すればよいのか、そういった視点で御提言をいただきたいというふうに考えております。

住民の方がその提言書をまとめるということは、かなりレベルが高いことになってきますので、 そこにつきましては専門機関で、先日の全協のほうで説明いたしましたけども、構想日本のお力 をお借りしまして提言書の作成の支援をしていただきたい。もしくは議論のコーディネートは構 想日本のほうにお願いしたいというふうに考えております。

- 〇議長(長野 正明) 8番、花等議員。
- ○議員(8番 花等 順子) 後のほうに出てくると思いますが、補正予算のほうで本年度中に 3回ほどの委員会が予定されておりますが、当然その諮問内容も考えてらっしゃらないんでしょ うか。

- 〇議長(長野 正明) 田中係長。
- ○総務企画係長(田中 豊和) 花等議員の御質問にお答えいたします。

本年の25年度につきましては、あくまでもプレ試行ですね、どういった形でやるのかということを2回、説明と職員の情報提供、それから2回目で提言書をこんな形で作成するんですよというような形で考えております。本格実施につきましては、平成26年度当初予算に計上させていただきまして、本格的実施をやっていきたいというふうに考えておるところです。

- ○議長(長野 正明) よろしいですか。ほかにございませんか。6番、林議員。
- ○議員(6番 林 威範) 事業仕分けと同様この住民協議会とか、住民の皆様の意見を拾うことはとても大切なことだと思うので、この設置に関しては大賛成なんですけれども、住民の皆様が提言を出した後の結果の報告ですね。

例えば、やっぱ住民の皆さんがこうしてほしいと言っても、行政側としてはできないていうこともあり得ると思うんですよ。予算とかの関係上で。そうなったときの結果の報告に関して、事業仕分け同様、例えばホームページで、できなかったとか今ここまで進んでいるとか、結果の報告を知らせることについてどのように考えられているでしょうか。

- 〇議長(長野 正明) 田中係長。
- ○総務企画係長(田中 豊和) 林議員の御質問にお答えいたします。

確かに結果、政策を提言されて、それをどういったふうに政策、町の予算等に反映していくのかということは重要なことだと思っております。今回の住民協議会につきましては、政策提言したのが本当に実行されているのか、町の住民の方が町のその政策の遂行に対して関心を持っていただくていうところに、まず興味を持っていただきたいいうふうに考えております。

林議員が言われましたように、その進捗状況については、何らか検討しながら公表していく必要があるかというふうには思っております。

- 〇議長(長野 正明) 6番、林議員。
- ○議員(6番 林 威範) この手の何とか協議会とか参加させていただくと、何か会議を開く ことが目的で結局何だったんだろうていうことが多々起こり得ますので、その報告に関してはし っかりやっていっていただきたいと思います。

以上です。

〇議長(長野 正明) 答弁はよろしいですか。はい。ほかにございませんか。

これで、1日目の質疑を終わります。

日程第8. 議案第57号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の制定について ○議長(長野 正明) 日程第8、議案第57号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。 まず、議案を朗読願います。高良企画監。 [総務課企画監朗読] 議案第57号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す る条例の制定について 〇議長(長野 正明) 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。 ○総務課長(山本 浩) 議案第57号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関す る条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由、内容について説明を申し上げます。 提案理由でございますけれども、先ほど朗読がありましたとおり、委員の報酬等につきまして は条例で定める必要があるためでございます。 内容について説明申し上げます。新旧対照表の2ページをお開きください。ちょっと中段のと ころになりますけれども、住民評議会委員、そして報酬が日額5,000円を追加するものでご ざいます。 なお、適用期日でございますけれども、この条例は公布の日から施行し、平成25年12月 1日から適用するものでございます。 以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。 ○議長(長野 正明) これから質疑を行います。質疑ございませんか。 [なし] ○議長(長野 正明) 1日目は、質疑なしと認めます。 日程第9. 議案第58号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について 〇議長(長野 正明) 日程第9、議案第58号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定につ いてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕
大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(長野 正明) 提案理由及び内容の説明を求めます。東税務課長。

○税務課長(東 義一) おはようございます。税務課長の東と申します。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、議案第58号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び 内容についての御説明を申し上げます。

提案理由につきましては、先ほどの朗読のとおりでございます。

それでは、内容の説明を申し上げます。

まず今回の改正は、平成25年度の地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布されました。同法による改正のうち、一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日にそれぞれ公布されました。これに伴い、大刀洗町税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容ですが、大きく分けて2つの改正になっております。その1つは、個人住民税の公 的年金からの特別徴収の見直し等です。年金天引きの変更に伴うものです。

2点目に、金融所得税、株式、公社債から発生する所得の関係であり、これの一体化等の見直 しにかかわるものが主な改正内容でございます。

それでは、今回の改正について議案書の新旧対照表により内容の説明を申し上げます。

新旧対照表の6ページと7ページを参照お願いします。

第33条の5でございますが、これは法23条第1項16号を、法23条第1項17号に改めるものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。公的年金等にかかわる所得にかかわる個人の町民税の特別徴収でございます。

第47条の2、これは納税義務者が転出された場合、今までは特別徴収から普通徴収に切りか えていましたが、そのまま年金からの特別徴収を継続することとする法令改正に伴う特別徴収対 象年金所得者の除外規定の見直し等であります。

次に、同じく8ページでございます。第47条5につきましては、年金所得者にかかわる仮特 別徴収税額の算定方法を改正するものでございます。

次に、新旧対照表9ページをお願いいたします。これから附則のほうに入らせていただきます。 第6条でございますけど、これは引用条項を改正するものでございます。

同じく第6条の2、これにつきましても引用条項を改正するものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。附則第7条の4でございます。これも同じく引用条項を改正するものでございます。

次に、11ページから14ページをお願いいたします。附則第16条の3、附則19条につきましては、上場株式等にかかわる配当所得と株式等にかかわる譲渡所得について、地方税法改正

に合わせて改正するものでございます。

同じく、14ページ、附則19条の2につきましては、先ほどの前条附則19条の改正をした上で新たに特定公社債等及び譲与株式にかかわる譲渡所得等を分離課税することによる規定の新設に伴うものでございます。

次に、ページ15からページ24になりますが、右側のほうの旧附則関係でございます。

旧附則第19条の3から、23ページの旧の下段の旧附則第20条までの規定については、課税標準の計算の細目を定めるものですから、これにつきましては削除するものでございます。

同じく23ページから26ページでございますが、右側の附則第20条の2につきましては、 附則の削除による規定の繰り上げによるものでございます。

24ページでございますが、旧20条の3は削除するものでございます。

次に26ページでございます。旧のほうです。旧20条の4については、租税条例等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律の改正にあわせて改正するもので、それとあわせて附則20条の2へ繰り上げるものになります。

同じく29ページでございます。旧20条の5については、削除するものでございます。

次に、31ページをお願いいたします。最後のほうになります。審査員の委員の定数でございます。第78条、旧が定数3人を定数4人と改正するものでございます。

これにつきましては、平成24年3月定例議会同意2号固定資産評価審査委員会の委員の選任 について、議会の同意を得ているものでございます。

その折、地方税法の第423条第2項の規定により3人以上と規定されておりました。従来3人の委員を、1名増員して4名の委員で構成するということで同意を得ておりました。しかしながら、大刀洗町税条例第78条1項では、審査委員会の委員の定数は3人とすると明示されており、今回整合性をただすことで改正を行うものでございます。

戻りまして、新旧対照表の4ページをお願いいたします。これにつきましては、附則関係で施 行期日等を明記いたしております。

第1条、この条例は公的年金の特別徴収にかかわるものが平成28年10月1日、それ以外の 改正につきましては平成29年1月1日であります。

次に第2条、この条例は交付の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものでございます。

下のほうの経過措置については、改正条項の附則第2条以下に規定しているものでございます。 以上で議案第58号の提案理由と内容の説明を終わらせていただきます。御審議の上、承認い ただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(長野 正明) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(長野 正明) 1日目は、質疑なしと認めます。

日程第10. 議案第64号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(長野 正明) 日程第10、議案第64号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....

議案第64号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

.....

- ○議長(長野 正明) 提案理由及び内容の説明を求めます。渡邊健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(渡邊 康弘)** おはようございます。健康福祉課長の渡邊でございます。それでは、ただいまの条例案の説明をさせていただきます。

先ほど朗読がございましたように、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規 則の一部を改正する省令の公布に伴い、大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正するものでご ざいます。

それでは、3ページ目の新旧対照表によりまして御説明いたしますので、お願いいたします。 附則の第3項でございます。国債社債などの特定社債等の譲渡所得について、課税対象となり ましたので、今回の改正により配当所得とあるのを配当所得等に改めるものでございます。

次に、第6項でございます。株式等にかかる譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等と一般株式等に係る譲渡所得等に改められましたので、株式等とあるのを一般株式等に改めるものでございます。

また、35条の2、6項とあるのを35条の2、5項に改めております。

次のページをお願いいたします。第7項でございます。今回の改正により、全文を改正しております。上場株式等に係る譲渡所得等が課税対象になったことにより改める部分でございます。 次に、旧8項、9項については削除でございます。

旧10項につきましては、新の8項に改正、11項につきましても削除、12項につきましては9項に改正、13項につきましては10項に改正でございます。旧14項につきましては、内容の配当所得というところを利子所得、配当所得及び雑所得に改めまして、11項として改正を

しておるものでございます。

次に、15項につきましては削除ということでございます。

2ページに戻っていただきまして、条例、附則でございますが、この条例は平成29年1月 1日から施行するということでしております。

説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長(長野 正明) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

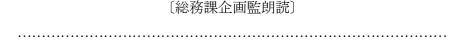
[なし]

○議長(長野 正明) 1日目は、質疑なしと認めます。

日程第 1 1. 議案第 6 5 号 大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

○議長(長野 正明) 日程第11、議案第65号大刀後期高齢者医療に関する条例の一部を改正 する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。



議案第65号 大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

.....

- ○議長(長野 正明) 提案理由及び内容の説明を求めます。渡邊健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(渡邊 康弘)** それでは、議案第65号大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明を申し上げます。

先ほど朗読がありましたように、これにつきましても地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴って、大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきます。

附則の3条でございます。9条につきましては、下線の部分で7.3%、年額の14.6%というのが旧のほうにはありませんでしたけども、こちらについても今回は改正ということになりまして、こちらにつきましては、租税特別措置法の改正によりましてそれぞれ改正がされるものでございます。

特別措置法によりまして、本年度分の14.6%及び1カ月間、最初の1カ月が半分という7.3%というパーセントにつきましても、中段からですけど年14.6%の割合にあっては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の

割合にあっては当該特例基準に年1%の割合を加算した額(当該加算した割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合)とすると改正するものでございます。

最初のページに戻りまして、1ページ、条例文中ですけど附則の第1項、この条例は平成 26年1月1日から施行するとしておるところでございます。

これで説明を終わります。よろしく御審議のほど。

○議長(長野 正明) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(長野 正明) 1日目は、質疑なしと認めます。

日程第12. 議案第66号 大刀洗町農業集落排水事業受益者負担に関する条例の一部を改 正する条例の制定について

○議長(長野 正明) 日程第12、議案第66号大刀洗町農業集落排水事業受益者負担に関する 条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

議案第66号 大刀洗町農業集落排水事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

.....

- ○議長(長野 正明) 提案理由及び内容の説明を求めます。重松建設課長。
- **〇建設課長(重松 俊一)** 建設課の重松と申します。議案第66号大刀洗町農業集落排水事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明させていただきます。

地方税法が平成25年4月1日に一部改正され、平成26年1月1日から施行されることに伴い、延滞金に関する規定を改正する必要があります。

内容は、農業集落排水事業受益者負担金、農業集落排水事業区域において新たに家を建築したり新規に下水道に接続する場合に、住宅であれば10万円、事業所であれば規模にも変わりますけども10万から20万円の負担金を払うこととなっています。

この負担金を期限内に納付が行われない場合、地方税法と同様に延滞金を徴収することになっています。この延滞金の計算方法を、平成26年1月1日以降の年利利率を14.6%から7.3%に変更するものです。

議案第66号の議案書の最後のページ、新旧対照表をごらんください。新旧対照表の旧の条例

では、延滞金の年利利率が14.6%または7.3%と表示していましたけども、新条例では今後の利率の変更もあってもその都度条例を変更しなくていいように、大刀洗町税条例の規定を準用するとするものに変更したものです。

2ページをごらんください。附則として、この条例は平成26年1月1日から施行するとして おります。

以上で説明を終わります。

○議長(長野 正明) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(長野 正明) 1日目は、質疑なしと認めます。

日程第13. 議案第67号 大刀洗町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

○議長(長野 正明) 日程第13、議案第67号大刀洗町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

議案第67号 大刀洗町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

- ○議長(長野 正明) 提案理由及び内容の説明を求めます。重松建設課長。
- **〇建設課長(重松 俊一)** それでは、議案第67号大刀洗町公共下水道事業受益者負担に関する 条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を御説明いたします。

まず、その前に訂正がございますので、議案の1ページを開いて2ページをごらんください。 一番上段左側に、条例第67号と表示をしておりますけども、この67につきましては後で番号が入りますので、この67を削除をお願いいたします。

提案理由につきましては、先ほど申し上げましたと同様に、地方税法が平成25年4月1日に 一部改正され、平成26年1月1日から施行されることに伴い、延滞金に関する規定を改正する 必要がございます。

内容は、公共下水道事業受益者負担金、公共下水道区域内において新たに家を建築したり新規に下水道に接続する場合に、住宅であれば10万円の負担金、事業所であれば10万から20万円の負担金を支払うこととなっております。

この負担金を期限内に納付が行われない場合、地方税法と同様に延滞金を徴収することになっています。この延滞金の計算方法を、平成26年1月1日以降の年利利率を14.6%から7.3%に変更するものです。

議案書の最後のページをごらんください。新旧対照表があります。この新旧照表の9の条例の中で、年利利率14.6%及び7.3%と表示をしておりましたけども、新のほうでは表示をせずに、今後延滞金利率の変更があってもその都度変更しなくていいように、大刀洗町税条例の規定を準用するとするものに変更をしたものでございます。

この附則としまして、この条例は平成26年1月1日から施行するようにしております。以上で説明を終わります。

○議長(長野 正明) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(長野 正明) 1日目は、質疑なしと認めます。

日程第14. 議案第59号 大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(長野 正明) 日程第14、議案第59号大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制 定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

	「松伤珠狂」與監切前	
•••••		
議案第59号 大刀洗	町下水道条例の一部を改正する条件	例の制定について

「グルマケギ田 人 ままばんりロギギ)

- 〇議長(長野 正明) 提案理由及び内容の説明を求めます。重松建設課長。
- **〇建設課長(重松 俊一)** 議案第59号大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

済いません。また、ちょっと訂正がございますので、1ページ、2ページをごらんください。 済いません。番号でしたら、1ページでございます。1枚開いていただいて、1ページをごらん ください。

上段左側の条例第59号と書いておりまして、この59を、削除をお願いいたします。また後から番号が入ります。

では、提案理由について御説明いたします。

社会保障財源を安定的に確保するため、消費税法等の一部を改正する等の法律が、平成26年 4月1日から施行されます。これに伴い、下水道使用料金の消費税率を変更する必要があります。 平成26年4月1日から施行されることに伴い、下水道使用料金の消費税率を5%から8%に改正するものです。また、外国人登録法が平成24年7月9日に廃止され、外国人住民が住民票に記載されることになりました。

議案第59号の最後のページ、2ページ、3ページをごらんください。新旧対照表です。

まず、第17条使用料の部分です。旧の条例では、「100分の105を乗じて得た額」と表示をしていましたが、新の条例のほうでは、今後も消費税率の変更が予定されているため、その都度、条例を変更しなくていいように、消費税率の数値ではなく、「地方消費税額に相当する額を加えた額」と文章に変更をしたものでございます。

第18条をごらんください。算定人員の確認でございます。下水道の使用料の算定人員の確認 の部分で、旧の条例では、「又は外国人登録法」と表示をしていましたが、新の条例において、 この部分を削除をしたものでございます。

1ページ戻っていただきまして、附則の部分でございます。「附則、この条例は、平成26年 4月1日から施行する」としております。

以上で、説明を終わります。

○議長(長野 正明) これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(長野 正明) 1日目は、質疑なしと認めます。

ここで、暫時休憩をいたします。議場の時計で10時45分まで休憩といたします。

怀恕	午前10時33分
再開	午前10時45分

○議長(長野 正明) 休憩前に続き再開いたします。

日程第15. 議案第60号 平成25年度大刀洗町一般会計補正予算(第4号)について

○議長(長野 正明) 日程第15、議案第60号平成25年度大刀洗町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

	〔総務課企画監朗読〕	
	平成25年度大刀洗町一般会計補正予算(第4号)について	•••
•••		• • •

○議長(長野 正明) 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長(山本 浩) 議案第60号平成25年度大刀洗町一般会計補正予算(第4号)の提 案理由及び内容について説明申し上げます。

提案理由でございますけど、先ほど朗読がございましたように、歳入歳出予算の総額に歳入歳 出それぞれ2,952万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億 4,289万4,000円とするものでございます。

今回の主な補正でございますけれども、コンビニ収納導入に係るシステム改修委託費が552万3,000円、それから子ども・子育て支援新制度に関するシステム改修委託料が33万4,000円でございます。

では、中身の説明をさせていただきますので、歳出の7ページをごらんいただきたいと思います。

人件費の補正等につきましては、10月の人事異動等による給与、各種手当、それから共済負担金等を組みかえておりますので、説明のほうは省略をさせていただきたいと思います。

それではまず、2款1項1目の一般管理費でございます。補正額が53万5,000円の減額でございます。内容でございますけれども、1節の報酬、先ほど説明申し上げましたように、住民協議会委員報酬といたしまして3,000円、10人分、3回を予定しておりますので9万円を計上させていただいているところでございます。

それから、3節の職員手当等についての1番最後の児童手当等につきましては、25年度の児童手当の給付の対象者を見直したために、8万5,000円の追加をお願いするものでございます。

2款1項3目財政管理費でございます。補正額が2万円。これにつきましては、9節の旅費が 3月までの旅費が不足しますので、2万円の増加をお願いいたしております。

2款1項8目電算事務費でございます。補正額が552万3,000円でございます。内容でございますけれども、先ほど申しましたように、コンビニ収納導入に係る総合行政システムの改修委託料といたしまして552万3,000円を計上させていただいております。

続いて、2款1項9目の電子自治体推進費でございます。補正額が24万円になります。これにつきましては、インターネットの通信料と申しますか、グローバルIPのほうを増設する必要がございますので、その部分の6カ月分の額として24万円を計上させていただいております。

2款1項10目の自治振興費でございます。これにつきましては、補正額が55万6,000円でございます。報酬といたしまして、8万4,000円、これは、地域おこし協力隊等の職員の方2名ですけども、時間外等がふえております関係で8万4,000円をお願いするものでございます。

それから、9節の旅費でございます。これにつきましては、研修旅費といたしまして、千葉県

等の定住促進がさかんなところがございますので、そちらのほうの視察のための15万2,000円、それから普通旅費といたしまして、シンガポールのほうの事務所を開設されましたので、それに伴いまして商談会等に2名分の旅費として、32万円を計上させていただいたところでございます。

2款1項19目の庁舎耐震改修事業費でございます。補正額が247万5,000円でございます。内容でございますけれども、現在の応接室等でございますけれども、そこを会議用として使わせていただきたいと考えております。それから、庁舎耐震に伴いまして、議員控室が1つふえますので、そちらについても会議室として使用させていただきたいと考えておりますので、その2つの部屋に対する会議用のテーブル、それから椅子の購入費で247万5,000円を計上させていただいておるところでございます。

続きまして、2款2項1目の税務総務費でございます。済いません、これは、人件費になりますので、8ページを省略をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

3款1項10目社会福祉会館管理費、補正額が89万4,000円でございます。内容でございますけれども、ぬくもの館、正面玄関左手のほうの屋根の部分から雨漏りがしておりますので、その雨漏りの補修工事として89万4,000円を計上させていただいてるところでございます。

3款1項12目の国民健康保険費でございます。補正額が39万2,000円の減額でございます。内容でございますけれども、説明の欄に掲げておりますとおり、国保会計の繰出金といたしまして、保険基盤安定負担保険料が確定しましたために、212万2,000円の減額、それから同じように、保険基盤安定負担保険者支援分は逆に61万円の増額でございます。それと、出産一時金分が一応4名ほど不足するようでございますので、その部分の繰り出しとして112万円を計上させていただいております。

次の、3款1項13目の後期高齢者医療保険費でございます。21万9,000円の増額でございます。内容でございますけれども、後期高齢者医療保険特別会計の保険基盤安定繰出金の確定に伴うもので、これが178万8,000円の減額、それから、町が負担しております後期高齢者医療療養給付費の繰出金として200万7,000円を計上させていただいております。

3款1項14目指定介護予防支援事業、地域包括支援センター事業費でございます。補正額が88万9,000円の増額でございます。内容でございますけれども、平成24年度の包括的支援事業費の返還金として計上させていただいております。

次、3款2項1目の児童福祉総務費でございます。補正額が334万円の増額でございます。 内容でございますけれども、先ほど申しましたように、子ども・子育て支援新制度に関するシステム改修委託料として計上させていただいております。 次の、3款2項3目乳幼児医療費でございます。202万3,000円の増額でございます。 内容につきましては、郵便料等につきまして役務費に2万3,000円、それから扶助費でございますけれども、乳幼児医療費給付費が3月までの分で不足が200万円でありますので、200万円を計上させていただいております。

それから、3款2項4目の子育て支援費でございます。補正額が4万8,000円。これにつきましては、子育て支援係のほうが、機構改革に伴いまして健康管理センターのほうに移動いたしましたので、電話料がその分かさんでおりますので、3月までの電話料といたしまして4万8,000円を計上させていただいているところでございます。

次のページの4款1項1目保健衛生総務費でございます。補正額が44万4,000円の減額でございます。済いません、これは人件費ですので、省略をさせていただきます。

次の4款1項2目の予防費でございます。補正額が5万2,000円の増でございます。内容でございますけれども、健康管理センターの改修工事等に伴いまして倉庫のほうを整理いたしましたところ、壊れた血圧計とか、あるいはクロロホルム等が出てきましたので、その処分費として5万2,000円を計上させていただいております。

次の、4款1項6目の健康増進事業費でございます。補正額が113万2,000円の増額でございます。内容でございますけれども、胃がん検診ほか、前立腺がん検診まで等の受診者数のほうが確定いたしましたために、不足します81万2,000円を予算計上させていただいているところでございます。

次のページをはぐっていただきまして、23節の償還金・利子及び割引料といたしまして、説明欄にございますように、健康増進対策費の過年度分の県費の返還金、それから特有がん検診事業費の過年度分の国庫返還金として計上させていただいてるところでございます。

それから、4款1項7目の母子保健衛生費でございます。補正額が28万2,000円の増額となっております。これにつきましては、また特別会計のほうからも説明があるかと思いますけれども、こちらに上げておりますように、乳幼児健診の歯科衛生士、それから13節に上げております乳幼児健診の医師の委託料につきましては、国保の被保険者の乳幼児につきましては国保会計での保険事業で全額出せることとなっておりますので、一般会計のほうからその部分を減額をさせていただいてるところでございます。

続きまして、5款 1 項 2 目の農業者年金事務費でございます。補正額が 2, 0 0 0 円でございまして、これは、農業者年金事務委託金が 1 万 9, 0 0 0 円追加になりましたために、需要費として 2, 0 0 0 円を追加計上させていただいてるところでございます。

続きまして、5款1項5目の農業振興費でございます。補正額が13万4,000円。これにつきましては、水田農業経営力強化事業といたしまして、補助を拡大される場合について反当た

り9,000円出ますので、1.5ヘクタール分の13万4,000円を計上させていただいております。

続いて、5款1項9目の戸別所得補償経営安定推進事業費でございます。補正額が103万2,000円でございます。これにつきましては、農地集積協力金という形で、一応、説明欄に掲げておりますとおり、経営転換協力金、それから分散錯圃解消協力金という形で103万2,000円を計上させていただいてるところでございます。

5 款 1 項 1 1 目の水田農業担い手機械導入支援事業費でございます。補正額が 3 3 8 万 1,000円でございます。内容でございますけれども、今回、2 名の方が水田担い手機械導入をされますので、その補助金として、ここに掲げております 3 台の機械を購入されるための負担金及び補助金として計上させていただいてるところでございます。

5款1項12目の畜産業費でございます。補正額が54万円でございます。これにつきましては、ふくおかの畜産競争力の強化事業といたしまして、説明欄に掲げておりますベールグリッパーを購入されますので、その40%の部分といたしまして予算を計上させていただいてるところでございます。

次の、5款1項15目の農業農村整備費でございます。補正額が240万1,000円。これにつきましては、県の事業になりますので、福岡県災害に強いため池等整備事業負担金として、総事業費1,200万円余の20%が町の負担となりますので、その部分を計上させていただいてるところでございます。

続きまして、5款1項16目の農村環境整備費でございます。これにつきましては、上高橋等の排水路の補修工事を行うようにしておりましたけど、県の事業のほうの認可が下りましたので、300万円の40%という形で財源の組み替えをさせていただいております。

続いて、6款1項5目の雇用対策費でございます。補正額が79万5,000円でございます。 これにつきましては、重点分野の緊急雇用創出臨時特例基金事業補助金を活用いたしまして、それぞれ学校関係、大刀洗中学校にティームティーチング指導者の賃金1名と、それから大堰小学校に1名配置をいたしますので、その共済費、賃金、需要費等を計上させていただいてるところでございます。

続きまして、7款1項――済いません、こちらは人件費でございますので、省略をさせていた だきます。

次のページのほうの7款4項1目の河川総務費でございます。補正額が2万円でございます。 内容でございますけども、ことし、降雨量があった関係で、水門操作の開閉がふえておりますので、その水門操作人の報酬として2万円を計上させていただいております。

続いて、7款5項1目の住宅管理費でございます。補正額は1万円でございます。これにつき

ましては、説明欄にあります住生活総合調査員報酬ということで、当初2調査区でございました けども、1調査区ふえましたので、1万円を追加させていただいてるところでございます。

続きまして、9款1項2目の事務局費でございます。補正額が387万3,000円でございます。内容でございますけれども、19節の負担金・補助及び交付金のところでございます。幼稚園就園奨励金ということで、89名分の額のほうの見込みを立てたところ、71万8,000円ほど足らないということで増額をさせていただいております。

9款1項3目の特別支援教育総合推進事業費でございます。補正額が13万7,000円でございます。これにつきましては、特別支援学級支援員の方が病気で休養されましたので、県のほうからは、その8週間分の16時間しか補填されておりませんので、残りの19時間部分につきまして、賃金として計上させていただいております。

9款2項1目の一般管理費でございます。補正額が90万9,000円でございます。これにつきましては、米飯給食を9月から週3日を4日に変更いたしましたので、これに伴いまして、米飯給食がふえた関係で、菊池小学校、それから本郷小学校に米飯給食の職員を増加いたした関係で31日分を増加させていただいておりますので、共済費と賃金のほうに計上させていただいております。

それから、18節の備品購入費でございますけれども、これにつきましては、それぞれ学校のほうにサーバーが5台ほど入っておりますけれど、そのうちの2台が無停電装置を兼ねたサーバーとなっておりますので、これが老朽化等に伴いまして、1番重要な部分でございますので、この2台、それぞれ4校ありますので、8台分の交換費として38万7,000円を計上させていただいております。

9款2項6目の教育振興費です。補正額が59万円の増額でございます。これは、扶助費といたしまして、要、準要保護児童援助費の補助金といたしまして、3月までの見込みとして59万円を増額をさせていただいております。

続きまして、9款3項1目の一般管理費でございます。補正額が38万4,000円でございます。これにつきまして、一応、報酬のほうで、給食の調理の嘱託職員の時間外ということで3日分ほど上げさせていただいておりますけれども、どうしても代替の職員、基本的には臨時職員のほうから出てるんですけれども、どうしても見つからない場合とかあるようでございますので、3日分、追加をさせていただいてるところでございます。

それから、7節の賃金につきましては、産休代替に伴いまして、大堰小学校のほうの嘱託さんのほうが産休になっておりますので、中学校の嘱託職員を大堰小学校に配置した関係で中学校のほうの職員が足らないということで、中学校のほうに、この31日分追加をさせていただいてるところでございます。

18節の備品購入費でございます。これも、先ほど小学校で申しましたように、サーバーのバッテリー2個分の交換といたしまして、9万7,000円を計上させていただいております。

次の9款3項3目の教育振興費でございます。補正額は24万5,000円。扶助費といたしまして、24万5,000円を追加をさせていただいております。

次のページの、9款3項6目のコミュニティ・スクール推進事業費でございます。補正額が6万6,000円でございます。これにつきましては、当初、5回での報酬としておりましたけども、大分のほうの研修のために1回ふえた関係で、3万9,000円を増額をさせていただいてるところでございます。

それから、11節の需要費といたしましては、報告書等の印刷製本費として2万7,000円 を補正させていただいております。

次を飛ばしまして、9款5項7目のドリームセンター費でございます。これにつきましては補 正額は185万円でございまして、報酬といたしまして、嘱託職員1名分の時間外、当初から全 然組んでなかったということで、今回、改めて20万円の増額をお願いするものでございます。

それから、共済費につきましては、社会保険の不足分の増額をさせていただいております。

それと、工事請負費の164万円についてでございますけれども、これはドリームセンターの中の高圧ケーブル等が老朽化しておりまして、漏電の恐れがあるということで、今回、工事請負費として計上させていただいてるところでございます。

それと、9款5項8目の図書館費でございます。補正額1万円でございます。これは、夜のおはなし会等で嘱託職員の時間外として計上させていただいております。

9款5項10目町内遺跡発掘調査費でございます。これについては、予算の組み替えでございます。賃金等のほうを42万円減額をいたしまして、印刷製本費、これは100ページから150ページ、500部ほど制作するということで、組み替えをさせていただいております。

次の、9款 5 項 1 1 目史跡整備管理費でございます。補正額が2 1 万 3, 0 0 0 円。需要費といたしまして2 1 万 3, 0 0 0 円を計上させていただいております。トイレ自動水栓の修繕費でございます。

それから、9款6項1目の保健体育総務費でございます。補正額が6万円。需要費といたしまして6万円でございます。これは、ひばりマラソン大会のスタッフの帽子代としてでございまして、ここ3年ほど、帽子等、そういうものを配付してなかったということで、誰がスタッフかどうかわからないということで、改めて今回6万円を計上させていただいておるとこでございます。

9款6項3目の勤労者体育センターの管理費といたしまして、補正額が118万1,000円の減額でございます。これは、勤労者体育センターの修繕費、高圧電気引き込み線の破損の修繕が終わりましたので、確定しましたので減額をするものでございます。

それから、9款6項5目武道場管理費でございます。補正額が11万円の減額でございます。 これも、相撲場柱、屋根の塗装工事が終わりましたので、減額をするものでございます。

続きまして、歳入のほうの説明に入らせていただきます。 5ページのほう、お開きいただきたいと思います。

今回の補正に伴いまして一般財源が不足しますので、その分といたしまして9款1項地方交付税を補正額といたしまして、2,670万1,000円を増額をいたします。

次からが、特定財源でございます。

13款1項1目の民生費国庫負担金でございます。補正額が30万6,000円でございます。 2節の保険基盤安定負担金といたしまして、説明欄に掲げている部分の額が国から振り込みになります。

それから、13款2項4目の教育費国庫補助金でございます。補正額は83万8,000円でございます。3節の幼稚園費補助金が83万8,000円の減額となります。

次の13款2項6目の総務費国庫補助金でございます。補正額が323万5,000円でございます。これは、1節の地域活性化交付金といたしまして323万5,000円、新たに追加になりましたので、追加させていただいております。

次の、13款3項3目の土木費委託金でございます。補正額が2万円。1節の河川費の委託金として、先ほど申しましたように、水門の開閉の日数がふえておりますので、2万円の増加をさせていただいております。

次が、県支出金でございます。

14款1項1目の民生費負担金でございます。補正額が278万円でございます。内訳は、 2節の保険基盤安定負担金でございまして、説明欄に掲げておりますように、国保の保険基盤安 定負担金のうちの保険料軽減、それから同じく保険者の支援分を逆に増額でございます。それと、 後期高齢者医療保険の基盤安定負担金につきましても減額となっております。

次の、14款 2 項 1 目の総務費県補助金でございます。補正額が744 73,000円でございます。これにつきましては、庁舎の耐震改修工事でございますけれども、当初、30 キロワットの太陽光発電を設置するようにしておりましたけれども、国の10 分の10 の補助事業があるということになりましたので、一応、そちらのほうに切りかえをさせていただいております。ただ、これが、30 キロワットでなくて、必要最低限なワット数ということになっておりますので、15 キロワットに変更いたしました関係で、当初予定しておりました 2,484 π 3,000円を減額し、新たに 1,740 π 円を追加したところでございます。

14款2項2目民生費県補助金でございます。補正額が450万円でございます。5節の児童 福祉費補助金といたしまして350万円が必要でございます。これは、子ども・子育て支援シス テムの改修費として来るようになっております。

6節の乳幼児医療費補助金でございます。これは、先ほど申しましたように、200万円を歳 出のほうで計上いたしましたので、その半分が県からの補助金となりますので、100万円を計 上させていただいております。

次の、14款2項4目の農林水産業費県補助金でございます。補正額が499万8,000円でございまして、説明欄に掲げておりますように、水田の担い手の機械導入費と農村環境整備事業と、それからあと最後の農地集積協力金補助金等で、農業予算としてこれだけ下りるようになっております。

それから、14款2項5目の商工費県補助金でございます。補正額は79万5,000円でございます。これは、教育委員会の雇用のほうのところのティームティーチングの補助金といたしまして、緊急雇用の創出事業の臨時特例基金が来るようになりますので、79万5,000円を計上させていただいております。

14款3項3目の土木費委託金でございます。補正額が1万円でございます。これは、先ほど 言いましたように、調査区が1つふえたために、その部分を計上させていただいております。

19款5項1目雑入といたしまして、補正額は1万9,000円でございます。内容は、農業者年金事務委託金が追加になりましたために計上させていただいているものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- **〇議長(長野 正明)** これから質疑を行います。質疑ございませんか。5番、山田議員。
- ○議員(5番 山田 英敏) 支出の11ページですが、これの5款1項9目、その中で農業集積協力金。それともう一つ、その下の水田担い手機械導入支援事業。これを、もう少し詳細に説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
- 〇議長(長野 正明) 矢野産業課長。
- 〇産業課長(矢野 孝一) それでは、山田議員の質問にお答えをいたします。

まず、9目の戸別所得補償経営安定推進事業費というのは、これは国の100%補助事業でありまして、経営転換協力金というのは、農業を新たにやめられる方が、0.5~クタール以上2~クタール未満だったら50万円を国から助成が受けられるという制度でございまして、この方が2名。実際のところ、5反以下の方が1名いらっしゃって、これはもう当初から30万円予算を計上しておりました。2~クタール以上が70万円という、その3段階にわけてあるわけですね。この中で、0.5~クタールから2~クタールの方が2名、今度の経営をほかの方に移譲してあるもんですから、その方の分です。

それから、分散金、協力金というのが、これは受けられる方ですね、今度は。受けられる方が、 農地の形状が拡大できるとか、いろんな条件ございますけども、そういったものに当たりまして、 これが64アール、そういったものに該当しまして、金額を上げております。これは、全部、国から来るお金でございます。

次の、11目の機械導入ですね。これにつきましては、当初予算を組むのが12月ぐらいで、そういったところで、農家の方に要望をとります。そういったことの中で、今の状況になって、その機械を導入をやめられる方とか、そういった方もいらっしゃいますし、そういったことを、全部、県のほうが、また再度取り直しまして、新たに、またことしの7月ぐらいに要望を再度取るわけですね。その中で、また町が要望を取ったら、こういうふうに草刈り機でありますとかキャビン付散布機、それとか畔塗り機というような要望が上がりまして、これを県のほうに要望いたしました結果、認められたというような状況でございます。

以上でございます。

- ○議長(長野 正明) よろしいですか。
- ○議員(5番 山田 英敏) はい、大体わかりました。それじゃ……。
- ○議長(長野 正明) 勝手に発言をしないでください。5番、山田議員。
- ○議員(5番 山田 英敏) それでは、今、後のほうの水田担い手機械導入支援事業補助金、これは、具体的には何台で幾らかを教えていただきたいと思うんですが。
- 〇議長(長野 正明) 矢野産業課長。
- **○産業課長(矢野 孝一)** このふえた分だけなんですか。全部でですか。全部でとなると、ちょっと前のやつと合計しなくちゃいけませんから、ちょっと今の時点で即答はできません。
- 〇議長(長野 正明) 5番、山田議員。
- ○議員(5番 山田 英敏) それでは、後で、よかったら教えていただきたいと思います。私の ほうからは終わります。
- 〇議長(長野 正明) 矢野産業課長。
- ○産業課長(矢野 孝一) はい、わかりました。
- ○議長(長野 正明) ほかにございませんか。8番、花等議員。
- ○議員(8番 花等 順子) 12ページの、15目農業農村整備費の中で、ため池の整備費が、 負担金が上がっておりますが、どのため池をどういう事業をなさるんでしょうか。
- 〇議長(長野 正明) 矢野産業課長。
- ○産業課長(矢野 孝一) それでは、花等議員の質問にお答えいたします。

15目の農業農村整備費の中で、240万円ほど補正を組んでる部分だということですね。これにつきましては、本郷のため池群ですね。3つあると思います。長助塚ため池、それから温水ため池、ビワため池と3つございますけども、実は、この3つのため池が、7年ぐらい前に県の農村総合整備事業で護岸工事と転落防止柵とか、ウッドデッキ、デッキが張り出してるやつです

ね、そういったものの工事をしてもらっております。これは、国、県の補助事業でございますけ どもですね。

ちょっと順番を迫って言いますと、7月に、県のほうから、ため池に関する予算が余ったものですから、町としてため池に関する整備の要望がないかというような調査があったわけですね。それで、ため池群をちょっと調査しましたところ、今、私が言いました7年ぐらい前に整備したものが、転落防止柵であるとかウッドデッキであるとか、こういったものが転倒したり腐食していたりしたものですから、本郷で、健康づくりとか、こういったところで歩いてあるというようなことだったもんですから、危ないということで県に申し込みました。それに加えて、転落防止柵と転落防止柵の間があいていたところとか、それとか真ん中に道路があって、そこには転落防止柵がなかったものですから、そういった健康づくりで歩け歩けで使われるようなため池ですから、危険だというふうに判断しまして、本郷のほうと相談しまして、出してくれというようなことで県のほうに整備をお願いしたわけですね。それが、ちょっと小さい金額が入ってますけども、1、200万円ほどかかるというようなことでございましたものですから、町単独ではもちろんできないような事業ですから、8割の県の補助がございましたものですから、2割の負担で済むということで、この事業に申し込んだ次第でございます。

ですから、場所的には、主に長助塚ため池、1番西側にある、そこのため池が主で、あと温水とビワため池の一部の転落防止柵を修繕したり、新たにつけたりするというような事業でございます。

以上でございます。

- 〇議長(長野 正明) 8番、花等議員。
- ○議員(8番 花等 順子) しゅんせつ工事なんかは入ってないんですね。
- 〇議長(長野 正明) 矢野産業課長。
- **○産業課長(矢野 孝一)** しゅんせつ工事は、これには入ってません。しゅんせつ工事につきましては、また補助率とかいろいろ違う事業を駆使して、また次年度以降に要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(長野 正明) ほかにございませんか。8番、花等議員。
- ○議員(8番 花等 順子) 7ページ、電算事務費で、コンビニの導入に係る予算が上がっておりますが、やっとそういう時代になったかなというふうに思っておりますけれども、コンビニは、全コンビニ店対象でしょうか。

それと、税はどういう税を対象にしてあるのか。

それと、システム改修委託料が552万円なんですが、この後に、また何か費用がかかること

が予想されるんでしょうか。

- 〇議長(長野 正明) 東税務課長。
- ○税務課長(東 義一) 花等議員の御質問にお答えいたします。

まず、第1点目のコンビニ収納する場合のコンビニについては、店舗数でございますけど、ほぼ全店舗でございます。

それと、コンビニ収納関係につきましては、町税関係、固定資産税、それと軽自動車税、町県 民税、それと国民健康保険税の町税関係を主としておりますが、他の住宅使用料関係、それと下 水道使用料、それと後期高齢関係、全ての税関係と使用料という形を対象にいたしております。

それと、電算関係の導入関係についての、今後、電算関係に対する経費がかからないかという 御質問でございますけど、今回の補正予算に計上させていただいてるのは、今現在使っている納 付書、これがコンビニ収納になりますので、納付書関係にバーコード関係等を入れなければなら ないという形で、それぞれの課の税関係、使用料関係に対応できるようなシステム改修でござい ます。

以上です。

- ○議長(長野 正明) よろしいですか。
- 〇議員(8番 花等 順子) はい。
- ○議長(長野 正明) ほかにございませんか。8番、花等議員。
- 〇議員(8番 花等 順子) 済いません。

その下、電子自治体推進費で、インターネット通信料のグローバルIP含む、この説明を少し お願いできますでしょうか。

- 〇議長(長野 正明) 久次地域振興課長。
- 〇地域振興課長(久次 桂二) 花等議員の御質問にお答えいたします。

ここに掲げておりますインターネット通信料(グローバル IP)でございますけれども、まず、 グローバル IPと申しますのは、インターネット上の住所の番地に相当するものでございまして、 これは、全世界で固有の番号になります。

これまで大刀洗町では、図書館の蔵書の検索とか、あるいは予約が利用できるシステムを数年前導入をしております。こちらのサーバーが、庁舎の中に設置をされております。この図書館の検索システムのほうに、世界で唯一のIPの番号が割り当てられております。今回、ことし、ネットワークの統合と、それから職員が使っておりますパソコンの入れかえを行っておりますが、この中で、ネットワークの統合として、これまで複数のメールアドレスを利用をしておりました。行政に閉じたメールアドレス、あるいはこのシステムの中に閉じたメールアドレス、また、一般の企業ですとか、いろんな団体等とやり取りするメールアドレスというふうに、多くのメールア

ドレスを、それぞれパソコンを使い分けながら処理をしておりましたが、これが1台のパソコンで全てのメールアドレスが同時にやり取りできるようにするために、やはり世界でユニークなIPアドレスが必要となりました。こういうことで、現在、2つのグローバルIPを持っておりますが、この1個だけ利用の場合は従来どおりでよかったんですけれども、これが2台以上になりますと、2台から8台分までが1つの範囲となりまして、そのグローバルIPを管理するための管理費用が今回発生するようになっておりますので、その額が、数社見積もりを取りまして、最も安いというところで、月額3万9,900円で8個までは管理できますよということで、そちらのほうの費用が発生したところでございます。

以上で、花等議員さんの御質問の答えとします。

- ○議長(長野 正明) よろしいですか。ほかに。3番、後藤議員。
- ○議員(3番後藤晴一) ページ、7ページの自治振興費、これの旅費、先ほどの説明で言いますと、普通旅費がシンガポールの商談会ということで説明を受けたわけですけれども、この商談会という内容ですね。大刀洗の特産品について何か特別な話があって、この商談会に出席されるのか。あるいは、各自治体がいろいろ10団体以上ございますけれども、合同の商談会になるのか。その辺をちょっと御説明いただきたいと思いますが。
- 〇議長(長野 正明) 久次地域振興課長。
- 〇地域振興課長(久次 桂二) 後藤議員の御質問にお答えいたします。

10月にシンガポール事務所が開所されまして、そのときに、複数の団体で共同運営するようになりましたが、その中で、現地に常駐しておる武雄の職員のほうから紹介がありまして、現在、生鮮野菜を取り扱っている事業者がおられまして、そちらのほうと具体的な話を進めることができております。そういったことで、今回、予算を計上いたしておりますのは、そういった商談会が開催されたときに行けるようにというふうにもありますけれども、もう具体的に、まあ、会社の名前はちょっとまだ申し上げられませんけれども、具体的な動きがあっておりますので、シンガポール現地のほうのバイヤー、あるいはレストランのほうと個別に具体的な話が出てきた段階では、そういった共同開催の商談会を待つのではなくて、積極的に現地に入って商談を成立させていただければというふうに考えております。

- 〇議長(長野 正明) 3番、後藤議員。
- ○議員(3番後藤晴一) 今の説明でわかりましたけど、せっかくの機会ですので、特産品を やっぱりPRといいますか、そういうことに一生懸命頑張っていただきたいと思います。よろし くお願いします。
- 〇議長(長野 正明) 8番、花等議員。
- ○議員(8番 花等 順子) 今の課長の答弁ですと、この旅費、32万円の計上されております。

これは、職員旅費でしょうか。今、聞いてたら、職員の旅費かと思ってたんですけど、何か業者の分も入ってるのかなっていう感じがしたんですが、どうなんでしょうか。

- 〇議長(長野 正明) 久次地域振興課長。
- 〇地域振興課長(久次 桂二) それでは、花等議員の御質問にお答えいたします。

現在、普通旅費として予算を計上させていただいておりますシンガポールの旅費につきましては、これは職員2名分で、2泊3日の日程で組ませていただいております。

- ○議長(長野 正明) よろしいですか。
- ○議員(8番 花等 順子) はい、わかりました。
- ○議長(長野 正明) ほかにございませんか。

[なし]

○議長(長野 正明) これで、1日目の質疑を終わります。

日程第16.議案第62号 平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

について

〇議長(長野 正明) 日程第16、議案第62号平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計補 正予算(第2号)についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....

議案第62号 平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

- 〇議長(長野 正明) 提案理由及び内容の説明を求めます。渡邊健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(渡邊 康弘) それでは、議案第62号平成25年度大刀洗町国民健康保険特別 会計補正予算(第2号)の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

先ほど朗読がございましたように、歳入歳出予算の総額からそれぞれ39万2,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ17億7,665万2,000円とするものでございます。

それでは、補正予算書の5ページをごらんください。

歳入のほうでございます。

9款1項1目一般会計繰出金でございます。1節の保険基盤安定繰入金でございますが、保険 基盤安定繰入金の確定によりまして151万2,000円の減額をしております。

続きまして、下の6ページをごらんください。

歳出の2款1項2目退職被保険者療養給付費でございます。こちらにつきましては、退職被保

険者の医療費の分が、ことしは少し下がっておりますので、今回、217万7,000円を減額をしておるところでございます。

次に、2款4項1目出産育児一時金でございます。こちらにつきましては、当初18名ほどの 出産を見込んでおりましたが、現在、22名を見込んでおりまして、168万円の増額をお願い するものでございます。

次に、8款2項2目保健事業費でございます。こちらにつきましては、先ほどの一般会計のほうでもありましたけれども、補助金申請の変更に伴いまして一般会計との調整を行ったものでございます。賃金のほうが5万円、13委託料のほうが5万5,000円の増額の補正をするものでございます。

以上で、説明を終わります。どうぞ御審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長(長野 正明) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(長野 正明) 1日目は質疑なしと認めます。

日程第17. 議案第63号 平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第2号) について

〇議長(長野 正明) 日程第17、議案第63号平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別 会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

総務課企画監朗読〕

議案第63号 平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号) につい て

.....

- **〇議長(長野 正明)** 提案理由及び内容の説明を求めます。渡邊健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(渡邊 康弘)** それでは、議案第63号平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)の提案理由及び内容について御説明を申し上げます。

先ほど朗読がございましたように、歳入歳出予算の総額からそれぞれ178万8,000円を 減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億7,132万4,000円とするものでございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

歳入の分でございます。

3款1項2目保険基盤安定繰入金でございます。こちらにつきましては、保険基盤安定負担金

のほうが確定をしておりますので、それに伴って減額をしております。 178万8,000円の減額でございます。

次に、下の6ページのほうをお願いいたします。

歳出のほうでございます。

歳出の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。今の歳入のほうの減額に伴いまして、同じように納付金の減額といたしまして、19節の負担金・補助及び交付金を178万8,000円減額しているところでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長(長野 正明) これから質疑を行います。質疑はございませんか。

[なし]

○議長(長野 正明) 1日目は質疑なしと認めます。

日程第18. 議案第61号 平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第2号) について

○議長(長野 正明) 日程第18、議案第61号平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計補正 予算(第2号)についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....

議案第61号 平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

〇議長(長野 正明) 提案理由及び内容の説明を求めます。重松建設課長。

〇建設課長(重松 俊一) 議案第61号平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由を御説明いたします。

下水道事業特別会計の補正予算において補正額の増減はございませんが、公共下水道の一般管理費の中で流用がございますので、提案をさせていただきます。

お手元の議案書の3ページをごらんください。

まず、流用元として減額するのは、2款1項1目の公共下水道一般管理費の4節臨時職員の共済費4万1,000円、7節賃金費16万2,000円、18節備品購入費13万4,000円を減額しまして、流用先へ増額するのは、3節職員手当の時間外手当33万円、13節委託料7,000円でございます。

以上で、説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

 O議長(長野 正明)
 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

 [なし]

○議長(長野 正明) 1日目は質疑なしと認めます。

○議長(長野 正明) 以上で、本日の議事は全部終了しました。 本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時45分